

平成31年4月16日

〒461-0001 名古屋市東区泉1丁目23番22号  
株式会社名古屋グランパスエイト 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海  
理事長 杉浦 市郎  
(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山3-28-2  
KS千種ビル6階F  
事務局長 野澤 厚美  
(TEL: 052-734-8107、FAX: 052-734-8108)

## 申入れ及び要請書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当法人は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とし、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けている特定非営利活動法人（NPO法人）です。

今般、貴社の運営するグランパスファンクラブにおいて使用されている「グランパスファンクラブ会則」([http://nagoya-grampus.jp/fan/fanclub/pdf/fanclub\\_constitution.pdf](http://nagoya-grampus.jp/fan/fanclub/pdf/fanclub_constitution.pdf) 以下「会則」といいます。)につき、消費者からの情報提供を契機として消費者保護の観点から検討した結果、消費者契約法に鑑み、消費者の利益を害し、不当ないし不適切と思われる条項がありました。

つきましては、別紙のとおり、是正の申入れ及び要請をさせていただきますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につきまして、平成31年5月16日までに、上記連絡先に書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

また、本申入れ等の内容、貴社からの回答の有無及び回答内容、本お問い合わせ以降の経緯・内容等については、消費者被害防止の観点から、当団体ホームページその他適宜の方法により公表することがあることを申し添えます。

敬具

## 申入れ事項及び要請事項

### 会費

会員は事務局所定の年会費を事務局の定める方法により納めるものとします。  
一旦納入された年会費は、理由の如何を問わず返却いたしません。

### 1 申入れ事項

#### (1) 申入れの趣旨

納入済みの年会費は理由にかかわらず返還しない旨の規定（以下「本規定」といいます。）について、消費者と貴社との間のファンクラブ入会契約に民法、消費者契約法等の規定する無効、取消し又は解除の事由がある場合には適用されないことを明記するよう改めてください。

#### (2) 申入れの理由

本規定は、納入済みの年会費については理由にかかわらず返還しないとするものです。

この点、文言だけでは必ずしも明らかではありませんが、本規定が、消費者がファンクラブに入会の申込みをするに至る過程において、民法、消費者契約法、特定商取引法等の規定により無効、取消し、解除（クーリング・オフ等）を主張できる事由がある場合においても、これらの事由を主張して年会費の返還を求めることを認めない趣旨の規定であるとすれば、民法等の規定に比して消費者の権利を制限し、消費者の利益を一方的に害する条項として消費者契約法10条により無効です。

また、仮にそのような趣旨で作成された規定ではないとしても、一般の消費者や貴社の実務担当者による誤った解釈により消費者に不当な不利益が生じるおそれがあり、消費者契約の条項を定めるにあたり消費者にとって明確かつ平易なものになるよう配慮する義務を事業者に課している消費者契約法3条1項に反するものといえます。

## 2 要請事項

### (1) 要請の趣旨

本規定につき、会員資格の有効期間の開始前に退会申出があった場合には、退会を認めて年会費を返還する扱いに改めるよう要請します。

### (2) 要請の理由

会則によれば、グランパスファンクラブの会員資格の有効期間は、毎年1月1日から12月31日までとされていますが、入会申込みと年会費の納入は有効期間の開始前に行われるのが通常と考えられます。

しかし、消費者がいったん入会申込みと年会費を納入したものの、会員資格の有効期間が開始するまでの間に、転勤等によりファンクラブ会員として十分なサービスを受けることができなくなるなどの事情が生ずることも想定されます。

また、会員資格の有効期間の開始前であれば、未だ会員サービスは提供されていませんので、そのような消費者の退会を認めて年会費を返還する扱いとしても、貴社には特段の損害や不都合は生じないものと考えられます。

それにもかかわらず、退会申出の時期にかかわらず、一律に年会費を返還しないこととするのは、消費者契約の解除に伴う違約金条項につき解除の時期等に応じ、解除に伴い事業者が生ずる平均的損害の額を超える部分を無効とする消費者契約法9条1号の趣旨に反し、消費者の利益に対する配慮を欠くものといわざるをえません。

以上